HAYABUSA ASUKA LAW OFFICES NEWS LETTER Vol.18

隼あすか法律事務所ニュースレター第 18 号　September, 2017

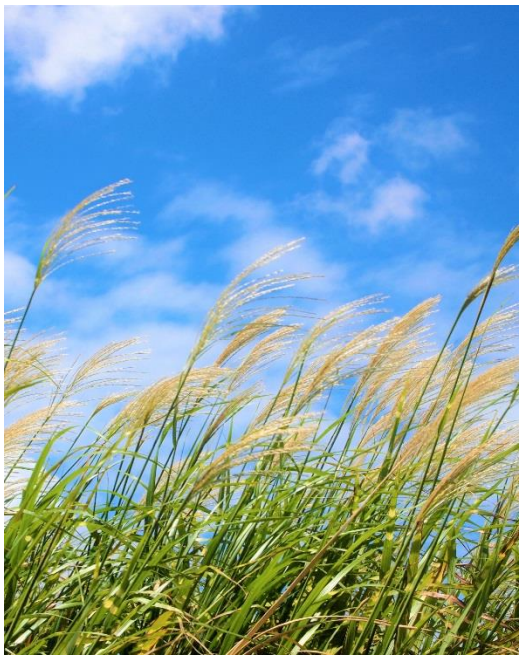

CONTENTS

- P．1…仮想通貨に対する規制の状況
- P．4…裁判官の心証と弁護士の役割
- P．5…民法（相続関係）等の改正に関する試案について
- P．8…男女雇用機会均等法・育児介護休業法改正について
- P.10…不動産特定共同事業法の改正について
- P.13…国際会議等参加報告
- P.14…マンスリーセミナー活動報告
  - ・日仏労務セミナー
  - ・中国からの事業撤退
  - ・色彩商標に関する問題点と登録例から見る実務の取扱
- P.15…インターン生からのメッセージ

仮想通貨に対する規制の状況　弁護士　鈴木 康之

第1　仮想通貨ブームの到来のきざし

９月上旬、ビットコインの相場価格は50万円（1単位あたり）を上回り、今年の年初との比較でおよそ4倍以上にも価格が高騰しています。また、金融政策の有効性確保のための仮想通貨発行の検討や実証実験の開始など、民間のみならず各国の中央銀行も仮想通貨への注目を高めています。

他方で、2014年に仮想通貨取引所のマウントゴックスが経営破綻したほか、ごく最近では、代表的な仮想通貨であるビットコインの分裂や中国国内の仮想通貨取引所の閉鎖の可能性の報道など、それまで予想だにしなかった事態が相次いで生じており、仮想通貨の先行きが明るいとは限らないようにも見えます。

そのような状況の中、日本は、仮想通貨取引所に対する登録制を含む改正法を今年４月に施行するなど、世界の中でも先進的に法規制の整備に取り組んでいます。そこで、本記事では、仮想通貨取引に対する日本の法規制について、現状での到達点と今後に残された課題について考えてみます。

第2　仮想通貨の利用の現状やその取引の特徴

まず、仮想通貨に対する法規制を概観するのに先立ち、立法事実を確認する意味も含め、仮想通貨利用の現状について確認します。

今年8月時点でのデータによると[1]、一般に仮想通貨といわれるものの種類は全世界で1，000を超え、その総額は11兆円に及びました。また、国内の大手仮想通貨取引所の1つのビットフライヤーでは、今年の6月にユーザー数が60万人を、月間取引量は8，000億円を超えたそうです[2]。仮想通貨取引所のユーザーには、そのボラティリティに着目し、投資目的で取引を行っている方が少なくないと推察されます。また、仮想通貨による支払いを認める市中の店舗やウェブサイトの増加により[3]、取引所を通じた取引のみならず、代金決済としての仮想通貨の利用も拡大しているものと思われます。

このように、仮想通貨は、為替差益の獲得を意図した外貨取引と同じく、投資商品としての性格を持ち、その側面に着目して利用が拡大しています。それと同時に、従来の通貨と同様、それ自体が財産的価値を有することから、決済手段としても機能し始めています。

次に、仮想通貨取引の主要な特徴として、P2Pネットワークを通じた取引であるということと、取引の記録は分散型台帳方式によって作成されるということがあげられます。これは、銀行送金取引のような従来の中央集権型の枠組みと異なり、中央清算機関や中央管理者の存在を省略することを可能にします。

第3　仮想通貨取引に対する法規制の現状

仮想通貨取引に対する法規制は、今年の４月１日施行の改正資金決済法及び改正犯収法[4]に

---

[1] 日経電子版「1000 種類 11 兆円、ビットコインだけじゃない仮想通貨」
https://www.nikkei.com/article/DGXLASDZ02H6L_S7A800C1000000/

[2] https://bitcoinlab.jp/articles/347

[3] たとえば、中華料理の聘珍樓（http://www.heichin.com/）やビックカメラ（http://www.biccamera.co.jp/bicgroup/index.html）など。

[4] 正式名称は、それぞれ資金決済に関する法律（平成２１年６月２４日法律第５９号）及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成１９年３月３１日法律第２２号）

反映されています[5]。

1 仮想通貨の定義

改正資金決済法の下では、仮想通貨の概念についての定義が設けられました。そのうち、一号仮想通貨（改正資金決済法第2条5項1号の仮想通貨）は、概ね以下のような特徴を有する財産的価値と定義されています。

① 不特定の者との間で代金の支払いに利用でき、かつ購入・売買できる
② 電子情報処理組織を用いて移転することができる
③ 通貨そのものや通貨建資産を除く

この定義により、従来の電子マネーやスマホゲームのクレジットのような特定の事業者に対してしか利用できないものと仮想通貨の区別にあたって、利用できる相手方の範囲が重要な要素であることが明らかとなりました（「～コイン」というように通貨のように名づけられているかどうかは関係ありません）。

2 仮想通貨交換業の定義

かかる仮想通貨の定義を前提に、改正資金決済法では登録制の対象となる仮想通貨交換業を以下のいずれかを業として行うこと（＝反復継続すること）と定義しています（改正資金決済法第2条第7項）。仮想通貨の売買やその媒介等に限らず、その仮想通貨の管理が仮想通貨交換業の内容に取り込まれたのは、金融商品取引業者が証券等を預かることについて規制を受ける[6]のと同様です[7]。

① 仮想通貨の売買又は他の仮想通貨との交換
② 前号に掲げる行為の媒介、取次ぎ又は代理
③ 前2号の行為に関して、利用者の金銭または仮想通貨の管理をすること

3 仮想通貨交換業者の行為規制

改正資金決済法は、仮想通貨交換業者に対して名義貸しの禁止、委託先の指導、適切な情報提供などの行為規制を課しています。その中でも重要と考えられるのは、情報の安全管理義務と財産の分別管理義務です[8]。とりわけ、仮想通貨の分別管理については、電子情報であり物理的に存在のない仮想通貨の特性を踏まえて管理を分ける必要があり、具体的には、暗号鍵等の保管場所も区別すべきであるとされています[9]。

また、改正犯収法の下では、仮想通貨交換業者は特定事業者とされ、仮想通貨の売買を行う

---

[5] 情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（平成２８年６月３日法律第６２号）による改正
[6] 金融商品取引法第２条第８項第１６号
[7] これと異なり、前払式支払手段発行者は前払式手段の発行に際してその対価を受け取るのであって、顧客の財産を預かるものとはされません。
[8] 改正資金決済法第６３条の８、第６３条の１１
[9] 金融庁の事務ガイドライン（仮想通貨交換業者関係）Ⅱ－２―２―２－２

ためのアカウントの開設など一定の取引を実施する際には取引相手についての本人確認等の手続の実施や確認記録の作成など[10]、犯収法上の義務を果たすことが必要となります。

第4　仮想通貨に対する法規制の抱える今後の課題

現状の法規制は、仮想通貨の資金決済手段としての面をとらえ、仮想通貨交換業を登録制とし、かつ仮想通貨交換業者に分別管理義務等の行為規制を課した点で、最低限の利用者保護の役割を果たすものとして評価できるといえます。

他方で、その投資商品としての性格や投機的な取引を規制するという意味では、金融商品取引業者に対する規制などと対比すると十分とは言いがたいです。

また、資金洗浄（マネーロンダリング）のおそれとの関係では、仮想通貨取引はP2Pネットワークを通じた取引であるため、中央管理者としては機能しえない仮想通貨交換業者を規制しても構造的に仮想通貨取引を全て捕捉しているわけではないということに留意すべきです。たとえば、今年の7月には、仮想通貨を利用した極めて高額な資金洗浄を理由とする海外での逮捕事例が報道されましたが[11]、現状の規制の下でどこまで資金洗浄を防止できるのかは定かでありません。

このように現状の法規制は、既存の枠組みを活用して仮想通貨に対する実効的な法規制の導入を目指すものではあるものの、まだまだ今後に課題を残すものといえます。

裁判官の心証と弁護士の役割　　弁護士　小池 一利

依頼者等から、民事訴訟になった場合の見通し、すなわち裁判官の心証を尋ねられることがあります。そこで、昨年まで、約30年間、裁判所に在籍していた経験を踏まえ、裁判官の心証と弁護士の役割について、若干の説明をしたいと思います。

心証とは、民事訴訟において、事実認定等に関する裁判官の内心的判断、すなわち、訴訟の見通しのことをいいます。

この心証の開示について、かつては、裁判官は、ポーカーフェイスが望ましく、裁判官が心証を開示するのは、判決の中に限られるべきであり、審理の過程でこれを行うのは、中立性に疑義を抱かされるから避けるべきとされてきました。しかし、これでは、訴訟の見通しは、いわばブラックボックスの中にある、といった具合でした。

しかし、現在の民事訴訟の実務では、裁判官は適切に心証を開示することが求められていて、争点整理[12]のための心証開示は、充実した審理のために必要であり、また、和解[13]のための心証

---

10 犯収法第４条、第６条参照

11 http://www.newsweekjapan.jp/stories/world/2017/07/40-14.php

12 争いのない事実と争点を振り分ける、あるいは証拠を整理する等の作業のこと。通常は、事件を弁論準備手続に付した上、その期日においてされています。民事訴訟法１６８条参照。

13 裁判官は、訴訟がどのような段階にあるかを問わず、和解を勧告することができます。民事訴訟法８９条参照。

開示は、判決の見通しを前提とするもので訴訟の解決のために有益であるというのが、ある程度、共通の認識になっていると思われます。そして、このような認識のもとで、裁判官と当事者双方による民事訴訟の協働的運営がされているといえます。

裁判官が心証を開示することのメリットとしては、① 裁判官と当事者との間で、争点についての理解が共通になる、② 当事者において、主要な争点を中心とした主張・立証が期待できる、などを挙げることができます。他方、裁判官が心証を開示することのデメリットとしては、① 不利な心証を開示された当事者から、かえって主張の追加等がされることがあり、そうなると争点整理をやり直す必要がある、② 当事者の感情的な反発を招き、裁判官と当事者との信頼関係が揺らぐことがある、などを挙げることができます。また、③ 裁判官と当事者との間で、そもそも裁判官の心証が的確に伝わっているかどうかの懸念も挙げられます。

裁判官は、民事訴訟が公正かつ迅速に行われるように努め、当事者は、信義に従い誠実に民事訴訟を追行しなければなりません[14]。

民事訴訟においては、当事者は、立証責任を負う事実について、裁判官が確信を得るよう努力する必要があります。実体的真実を追究すべきであることはいうまでもありませんし、裁判官も実体的真実の認定や正義の実現のために苦心しているのが実情です。

しかし、民事訴訟の見通しは、最終的には、当事者の側が、立証責任を負う事実について、どの程度、立証できるかにかかってきます。弁護士としては、依頼者の利益のために、その手持ちの証拠によって、裁判官が確信を得る程度に立証ができるか、相手方の反対証拠によって、この立証が減殺されることがないかを、訴え提起の前の段階で、慎重に検討しなければなりませんし、また、民事訴訟の各段階において、裁判官が開示する心証を的確に把握し、慎重に検討しなければなりません。そして、弁護士には、検討の結果、依頼者に訴訟の見通しについて適切なアドバイスをすることが求められています。

裁判官の心証と、弁護士によるこのような役割の重要性をご理解頂けると幸いです。

民法（相続関係）等の改正に関する試案について　　弁護士　金子 典正

第１ はじめに

高齢化社会の進展や家族の在り方に関する国民意識の変化等の社会情勢に鑑み、配偶者の死亡により残された他方配偶者の生活への配慮等の観点から、民法の相続関係の条文に関する規律の見直しが法務省の法制審議会で議論されています。

上記議論を受け、法務省より平成２８年６月には中間試案が、平成２９年７月には追加試案が公表され、いくつかの具体的な検討項目が明らかとなっています。本稿では、そのポイントを簡潔にご説明いたします。なお、対象となる民法の相続関係は、民法の第五編【相続】に規定され（第

[14] 民事訴訟法２条参照。

882条から第1044条）、「総則」「相続」「遺言」「遺留分」の4つを柱として構成されています。

第2　中間試案における議論の内容

1　配偶者の居住権を保護するための方策

一方配偶者の死亡に伴う相続開始から他方配偶者の居住権を保護するため、①短期居住権及び②長期居住権の新設が検討されています。

①は配偶者が相続財産に属する建物に居住していた場合に、少なくとも遺産分割協議が終了するまでの間、無償で当該建物を使用する権利を認めるものです。また、②は、一定の条件の下、遺産分割等における選択肢の一つとして、配偶者が長期居住権を取得することを可能とするものです。

2　遺産分割に関する見直し

現行の法定相続分について、配偶者の貢献が十分に反映されていないとの批判を受け、一定の条件の下、配偶者の具体的な相続分を増やす、あるいは配偶者の法定相続分自体を引き上げるという方向での見直しが検討されています。

3　遺言制度に関する見直し

現状、自筆証書遺言については、文字通り自筆であることが要件となっていますが、財産の特定に関する事項については、事前に印刷したもの等でもよいとする方向で検討されています。また、自筆証書遺言については、公正証書遺言と異なり、保管場所の定めがありませんが、新たに遺言保管機関を設けることも検討されています。

4　遺留分制度に関する見直し

現状、遺留分権利者が遺留分減殺請求をした場合、目的物に関して遺留分を侵害している者との共有状態となりますが、権利関係の複雑化を回避する観点から、原則として、遺留分を侵害している者に対する金銭債権が発生するにとどまると変更することが検討されています。

5　相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

相続人以外の者が、被相続人の療養監護等に尽力した場合には、一定の条件の下、相続人に対して金銭請求をすることを可能となる方向で検討がされています。

第3　追加試案における議論の内容

1　上記第2の2の遺産分割に関する見直しへの追加検討

上記第2の2の遺産分割に関する見直しとは別に、①配偶者保護のための方策、②仮払い制

度等の創設、③一部分割、④相続開始後の共同相続人による財産処分に対する是正策が追加的に検討されています。

具体的には、①は20年以上の婚姻関係にある夫婦につき、配偶者の生活保障の観点から、居住用不動産の一部ないし全部を遺贈等した場合には、遺産分割の際に、当該居住用財産の価格を特別受益とは扱わないことが検討されています。また、②は現状、遺産分割が成立するまで預貯金債権について払い戻しが困難であるところ、生活費や葬儀費用の支払い等を容易にすべく、家庭裁判所が、一定の条件の下、当該債権を仮に取得することを認める制度を新設することが検討されています。さらに、③は遺産の範囲について相続人間に争いがある場合に、紛争の早期解決の観点から、争いのない部分の遺産について先行して一部分割を認めることが有益であることから、相続人間の協議による一部分割を明文上認めるとともに、協議が整わない場合の家庭裁判所への分割請求手続きを整備する方向で検討が進んでいます。また、④は相続開始後に、仮に共同相続人の一人が遺産の全部又は一部を処分した場合に、相続人間に計算上の不公平が生じないよう是正する方策が検討されています。

2 上記第2の4の遺留分制度に関する見直しへの追加検討

上記第2の4の遺留分制度に関する見直しをさらに進め、遺留分侵害額に相当する金銭債権が生じるとしつつ、遺留分を侵害している者が、当該金銭債権の支払いに代えて、指定する遺贈等の目的財産を遺留分権利者に給付することが可能となる方向で検討が進んでいます。

第4 最高裁判例との関係

最高裁判所は、平成28年12月19日、従来の判例を変更し、「共同相続された普通預金債権、通常貯金債権及び定期貯金債権は、いずれも、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となるものと解するのが相当である。」と判示しました（裁判所ウェブサイト、判例タイムズ1433号44頁参照のこと）。

上記第3の1の②については、上記判例変更を受け、共同相続人全員の同意を得ることができない場合において、資金手当てをする必要性が高い事例に絞り、例外的な措置を認める対策となっています。また、上記3の1の④の方策も上記判例変更を受けての是正策であるといえます。

第5 今後の進行

法務省によれば、平成29年10月以降、中間試案・追加試案の結果を踏まえ、更に調査審議を続行し、平成29年末から平成30年初頭にかけて要綱案のとりまとめを目指すとされています。

当事務所としては、今後も動向に注目し、適宜適切な時期に、引き続き改正試案の概要についてお伝えしていく予定です。

男女雇用機会均等法・育児介護休業法改正について
ー女性の妊娠出産・労働者の育児休業等に関するハラスメント防止措置義務ー

弁護士　神村 泰輝

第1　はじめに

近年、労働者が性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分に発揮できる雇用環境を整備することが重要な課題となっています。特に、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いに関する最高裁判例（最判平26年10月23日民集　68巻8号1270頁、本メールマガジン第13号をご参照下さい。）が出された以降には、上記雇用環境の整備が一層求められることとなり、法整備が行われました。そこで、今回は、女性の妊娠出産及び労働者の育児休業等に関するハラスメント防止措置義務に関する男女雇用機会均等法（以下、「均等法」といいます。）及び育児介護休業法（以下、「育介法」といいます。）の改正（平成29年1月1日施行。以下、「本改正」といいます。）ポイントをご紹介致します。

第2　本改正の概要

1　ハラスメント防止措置義務の新設

本改正前より、事業主は、女性の妊娠・出産、労働者の育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いをすることは禁止されております（均等法9条、育介法10条）。

本改正では、この規制に加え、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする就業環境を害する行為をすることがないよう防止措置を講じる義務が新たに追加されました（均等法11条の2、育介法25条）。

2　防止措置の内容事項

上記防止措置の内容事項については、「事業主が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」及び「子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」に定められております。その内容は、大要以下のとおりです。

【雇用管理上必要な措置を講ずるに当たっての事項】

① 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発
② 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
③ 職場における育児休業等に関するハラスメントにかかる事後の迅速かつ適切な対応
④ 職場における育児休業等に関するハラスメントの原因や背景となる要因を解消するための措置
⑤ その他付随措置

上記事項のうち、特に重要と考えられる点は、①事業主の方針の明確化及びその周知・啓発に関する事項として、ハラスメントの行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む労働者に周知・啓発することが求められている点です。

上記措置義務の対応策としては、以下のような例の就業規則を設け、その違反を懲戒事由に追加した上でその旨の周知を行うことが考えられます。また、ハラスメント行為が禁止されかつ懲戒事由として就業規則に規定されている等、事業主の対処方針・内容等が就業規則上既に読み込めるものとなっている場合にも、ハラスメントに関するパンフレットにより注意喚起、対応方針、相談窓口等の文書による周知を行うことも考えられます。

（就業規則規定例－禁止行為）

すべての従業員は、職場内において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

① 部下の育児･介護に関する制度や措置の利用等に関し、解雇その他不利益な取扱いを示唆する言動
② 部下又は同僚の育児･介護に関する制度や措置の利用を阻害する言動
③ 部下又は同僚が育児･介護に関する制度や措置を利用したことによる嫌がらせ等
④ 部下である従業員が①～③の行為を受けている事実を認めながら、これを黙認する上司の行為

3 ハラスメント防止措置義務を怠った場合のリスク

事業者が上記の防止措置義務を怠った場合、厚生労働大臣により報告を求められ、又は助言・指導・勧告を受ける可能性があります（均等法29条1項、育介法56条）。そして、勧告に従わなかった場合には、その旨が公表されるとともに（均等法30条、育介法56条の2）、報告を行わなかった場合又は虚偽報告を行った場合には、20万円以下の過料に処せられるものとされております（均等法33条、育介法68条）。

第3　結語

以上のように、女性の妊娠出産及び労働者の育児休業等に関するハラスメント防止措置義務は、事業主にとって、よりよい労働環境を整備することによる労働者の人材確保の観点からも、制裁的公表等によるレピュテーションリスクを避ける観点からも、重要な義務であるといえ、適切な対応が求められるところです。

なお、平成29年10月1日に施行される改正育介法では、①1歳6か月に達した時点で、保育所に入れない等の場合に再度申出することにより、育児休業期間を「最長2歳まで」延長できる育児休業期間の延長制度や、②事業主に対し、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が、育児に関する目的で利用できる休暇制度の措置を設けることに努めることを義務付ける育児目的休暇制度が新設される等、職業生活と家庭生活との両立を図るための更なる対応が求められることになります。

不動産特定共同事業法の改正について　　弁護士　宮内 望

第1　はじめに

平成29年6月2日、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（以下、「改正法」といい、改正後の法律は「法」といいます。）が公布されました。不動産特定共同事業とは、組合形式で出資を受け、不動産の売買や賃貸による収益を投資家に配当する事業等のことです。

今回の改正では、増加する空き家等を再生する事業の拡大のため、①小規模な不動産特定共同事業に係る特例の創設、②クラウドファンディングに対応するための環境整備、良質な不動産ストックの形成を促進するため、③プロ投資家向け事業の規制の見直しが行われました。

第2　小規模不動産特定共同事業の創設

現行法では、不動産特定共同事業を行う場合には、1億円以上等の資本金を用意し、行政庁の許可を得なければならない等、小規模な事業を行う事業者にとっては参入が困難でした。そこで、小規模不動産特定共同事業制度が創設されました。

小規模不動産特定共同事業とは、事業参加者から受ける出資の額およびその出資額の合計額が事業参加者の保護に欠けるおそれのない額として政令で定める金額を超えないもののみを行う事業（法2条6項）のことをいいます。具体的な出資額およびその合計額は、政令に委ねられており、出資額は一般の事業参加者の場合、原則100万円、合計額は一事業あたり1億円とすることが検討されています。

小規模不動産特定共同事業は、許可制ではなく登録制とされます（法2条7項、41条1項）。た

だし、5年ごとの更新が必要です（法41条2項および3項）。

第3 電子取引業務等に関する規定の整備

1 電子取引業務等

これまで不動産特定事業を行うにあたり、インターネット上で手続きを完結させることができませんでしたが、電子取引業務としてインターネット上で不動産特定共同事業契約の締結の勧誘を行い、申込みを受ける業務に関する規定が整備されました。

電子取引業務を行おうとする不動産特定共同事業者は、許可を受ける際、電子取引業務を行う旨を申請書に記載し（法5条1項10号）、業務管理体制やインターネット上での情報提供等、電子取引業務を行うために必要な体制が整備されているかを審査されることとなります（法7条7号）。

2 電磁的記録による書面交付

不動産特定共同事業者は、不動産特定共同事業契約の締結前に書面を交付して説明を行い（法24条1項）、契約成立後は契約事項等が記載された書面の交付（法25条1項）および、年に一度、財産管理状況を記載した報告書の交付（法28条2項）を行わなければなりません。この点、現行法は書面の交付を求めていましたが、改正法は、電子データ等による提供を認め、主務省令で定める方法による提供で書面の交付があったとみなすこととされました（法24条3項、25条3項および28条4項）。

第4 プロ投資家向け事業の規制の見直し

1 特例事業における投資家の範囲の拡大

一定の要件を満たした事業は特例事業（現行法2条6項）とされ、不　動産投資についての知識および経験がある特例投資家しか参加することができませんでした。しかし、特例事業は必ずしもリスク判断の難しい事業に利用されるとは限らないため、今回の改正により、リスク判断が難しい一定規模の宅地の造成等を行う場合を除き、一般投資家が特例事業に参加することが認められました（法2条8項4号）。

2 特例投資家向け事業における約款規制の免除

不動産特定共同事業者は、行政庁の許可または認可を受けた不動産特定共同事業契約約款に基づき契約を締結しなければなりません（法23条）。そのため、許可等を受けた約款と異なる内容の契約を締結したい場合、新たに約款につき行政庁の認可を受けなければなりません。しかし、この規制は一般投資家を保護するためのものですので、不動産投資につき知識および経験を有する特例投資家を相手方とする場合には不要です。

そこで、特例投資家のみを事業参加者とする不動産特定共同事業契約であって、当該契約に

より他の特例投資家以外への譲渡が禁止される旨の制限が付されている場合に限り、法23条の適用がないこととされました（法68条3項および4項）。

3　適格特例投資家限定事業の創設

現行法では、特例投資家の中でも、不動産に対する投資の知識および経験を特に有すると認められる者（法2条14項）のみを相手方として、不動産特定共同事業を行おうとする場合でも、事業者は許可を受けなければならないとされています。

そこで、適格特例投資家限定事業が創設され、適格特例投資家のみを事業参加者とする第1号事業（不動産特定共同事業契約に基づき営まれる不動産取引から生ずる収益又は利益の分配を行う行為）を行う場合においては、主務大臣への事前の届出により事業を開始することができるようになります（法2条10号）。また、適格特例投資家限定事業者と適格特例投資家との間の不動産特定共同事業契約の締結の代理または媒介を行う行為は、許可が必要となる第2号事業から外されます（法2条4項2号）。

第5　おわりに

改正法は、公布の日から6か月を超えない範囲内で政令で定める日から施行される予定です（改正法附則1条）。利用しやすくなる不動産特定共同事業の発展が期待されます。

国際会議等参加報告

2017/5/12～　World link （開催地：アメリカ）

参加メンバー：　弁護士　藤田　剛敬　・　椿原　直

２０１７年５月１２日、１３日に、ニューヨークで実施された World Link For Law の Annual Conference に参加しました。歴史的にヨーロッパの弁護士が主となって構成された国際会議が年々拡大し、今回が28回目の会議でしたが、弊所からは2回目の参加に当たります。年次の総会の外に、紛争解決、弁護士の守秘義務、依頼者の秘匿特権その他について、比較法的な議論が活発に行われ、日本法の立場から発言を行いました。日本からのアウトバウンド案件について、より細やかな対応を実現できるよう、参加弁護士との個別の情報共有も積極的に行いました。

2017/5/20～　INTA （開催地：スペイン）

参加メンバー：　弁護士　高松　薫　・　大澤　俊之　・　大倉　丈明

２０１７年５月２０日から５月２４日に掛けて INTA（International Trademark Association）の年次総会がバルセロナで開催され、参加して参りました。INTA は、商標権者と商標に関係する専門家で構成された団体であり、本年の年次総会には、世界各国から1万人を超えるメンバーが参加しました。年次総会中は、中国、ドイツ、メキシコ、ハンガリー、インド、スペイン、トルコの弁護士や弁理士とのミーティングを初め、各国の専門家と法制度についての意見交換を行い、今後の業務について協力し合えるよう、関係を深めました。

2017/6/13～　Lexing （開催地：イタリア）

参加メンバー：　弁護士　多田　光毅

２０１７年６月１３日から１７日にかけて、Lexing Network の第6回目の年次総会がイタリア・ミラノで開催され、参加して参りました。Lexing Network は、AI や IT を専門とする世界の約 30 カ国の法律事務所が加入している団体であり、近年では、日本で著名な AI ロボットの案件を取り扱ったり、AI に関する書籍を共著で出版する等様々な活動をしております。（https://lexing.network/en/）

今回は、GDPR：EU 一般データ保護規則（General Data Protection Regulation）が来年から施行されることに伴う世界各国の企業活動の影響や対策についてワーキングセッションを行いました。私もスピーカーとして参加し、GDPR に対する日本政府の対応、GDPR に対する対応としての個人情報保護法の改正や日本企業の活動の制約とその対策について発表し、ディスカッションをして参りました。IT や AI に精通する諸外国の弁護士との交流ができとても有意義なものでした。今後も活動を継続して参ります。

2017/6/15～　PANGEA NET （開催地：メキシコ）

参加メンバー：　弁護士　伊藤　慎司　・　茂木　香子

６月に3日間にわたって、Pangea Net の年次総会に参加致しました。Pangea Net はヨーロッパのメンバーを中心に結成されたネットワークですが、今年の総会はメキシコシティで開催され、約30カ国から60名程度の弁護士が集まりました。

メインイベントであるセミナーでは、主に、イギリスの弁護士による Brexit の解説及びメキシコの弁護士による反汚職・反賄賂法制の解説が行われました。その他、美術館やピラミッドへの小旅行も企画され、参加者同士の連携が深まる良い機会となりました。

マンスリーセミナー活動報告

2017/5/25　日仏労務セミナー　-　同一労働同一賃金　-

スピーカー：　弁護士　木下　達彦　・滝口　博一

同一労働同一賃金をテーマに、フランス会計事務所アルトミド コンセイユと当事務所が日仏労務セミナーを行いました。

日本政府は〈 同一労働同一賃金 〉法制化への意向を表明しており、これに向けて検討会が設置され報告書が提出されていますが、その一環としてヨーロッパ諸国の制度が参考として取上げられております。今回の労務セミナーは、この〈 同一労働同一賃金 〉を、日本法とフランス法の双方から検討いたしました。双方の基本的法規制、賃金、正規・非正規雇用労働者の考え方等から、〈 同一労働同一賃金 〉の現状と今後について比較しながら解説いたしました。

フランスでビジネスを行っている参加者や、これから進出を考慮中の参加者等の皆様から、法制度だけでなく、行政当局の実際の取締・罰則等の運用状況についても活発なご質問が出され、大いに参考にしていただけたと思われます。また、講師からの一方的な説明だけでなく、参加者の方々との積極的な意見交換の場を設け、交流の場としても有意義なものになったと思っております。

2017/6/6　中国からの事業撤退　～その方法と実務上の留意点について～

スピーカー：　弁護士　周　加萍

本セミナーでは、中国に現地法人を有する日系企業が事業の再編・撤退をする際の方法、即ち持分譲渡、解散・清算、破産について、それぞれの手続き要件と対応策及び実務上に留意すべき点を分かりやすく解説し、さらに、不正撤退に伴うリスクについても事例紹介を交えて注意喚起を致しました。

また、セミナーの最後に、質疑応答と名刺交換の時間を設けて、参加者からは、従業員処理問題や資産処分の換金方法及び当局との折衝方法など、実務に基づく様々な質問を提起され、活発な意見交換ができました。

当日のセミナーには、実際に現地法人の撤退を検討している企業及び、今後中国に進出していきたい企業を含め、多数のご参加を頂きました。

なお、「世界の工場」から「世界のマーケット」へと変貌する中国は、今後も多くの日系企業にとって魅力的な投資先であるとの認識のもと、当事務所は、今回のセミナーを通じて得られたノウハウを活かして、これからも、日系企業の皆様に対し、適宜、セミナーを開催するなり、中国の法規定や運用実務及び投資環境の紹介を中心に、様々な情報発信をしていきたい所存でございます。

2017/7/25　色彩商標に関する問題点と登録例から見る実務の取扱

スピーカー：　弁護士　鈴岡　正　・　大澤　俊行

本セミナーでは、本年３月に初めて色彩のみからなる商標の登録が認められたことを受け、当該登録例から、色彩のみからなる商標の審査における問題点や、実務的な取り扱いを考察致しました。

本件は未だ登録の実例の少ない色彩のみからなる商標に関する審査実務に関するものであり、今後さらなる課題や問題点が出てくるものと思われますが、現時点で類型的に見られた審査上の取り扱いを提供したものです。

本セミナーは１時間の設定としましたが、「短時間でまとまっていてよかった」との感想があった一方で、「もう少し掘り下げてほしい」との声もあり、内容や量について考えさせられることとなりました。

インターン生からのメッセージ

スオ　グラディスさん（フランス、バーガンディ大学）

私は、５月８日から3か月間インターンシップをさせて頂きました。仕事の内容としては、リーガルリサーチ、契約書の下書きとレビュー、法的書類の日本語又はフランス語から英語への翻訳です。担当した事案の横断的な分析や事案に関わる外国法を比較することで、移民や労働問題等の法律に関わる様々な問題について考えさせられ大変有益な時間を過ごすことができました。多様な経験と素晴らしい出会いの機会を与えてくださり、とても感謝しております。

編集後記

吹く風が涼しくなり、秋らしくなって参りました。

今号では、国際会議や海外インターン生の活動報告を掲載させて頂きました。海外の法曹関係者と接する機会は、世界的な弁護士業務の変化等を感じることのできる貴重なものです。この秋、弊所では、このように各人が得た経験や情報を共有し、チームの結束を高めるため研修旅行が予定されています。皆様の秋も実り多いものとなりますようお祈りしております。

（ニュースレター編集チーム）

配信を希望されない皆様へ

今後ニュースレターの発行を希望されない皆様におかれましては、誠にお手数ですが、件名・本文を空欄にしたまま newsletter@halaw.jp 宛へメールを送信していただけますようお願い申し上げます。

当事務所の連絡先

〒100-6004 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号霞が関ビル 4 階
隼あすか法律事務所
電話：03-3595-7070 ／ FAX：03-3595-7105
E-mail：info@halaw.jp ／ URL：http://www.halaw.jp/

本ニュースレターは、作成時点において調査した範囲内での調査結果を基礎とした当事務所の一見解にすぎず、将来の学説、裁判例、省庁の見解の動向等により見解も変更しうるものです。また、本稿は隼あすか法律事務所に著作権が帰属しており、無断転載・使用等を禁じます。